

第8章 文化財の防災・防犯

1. 防災・防犯に関する課題

災害や盗難などによる棄損や散逸、滅失等の文化財に生じる被害に適切に対応するためには、平時から指定・未指定を問わず文化財の所在を適切に把握し、定期的に管理状況を確認しておく必要があります。文化財や保存施設等の立地及び周辺環境を踏まえて、災害や盗難などに対するリスクを把握しておくことも重要です。

文化財の定期的な点検、文化財建造物や重要文化財の保存施設等の耐震対策、防火・防犯設備の設置など、文化財の所有者・管理者には、適切な減災対策や盗難防止対策等が求められます。ただ、こうした対策の整備には相応の期間と経費を伴うため、まずできることから始めることが大切です。所有者等が当該文化財の防災・防犯に関する知識を持ち、災害や盗難などのリスク把握や、定期的な訓練を行う等、防災・防犯意識の更なる向上が望まれます。

災害や盗難などの発生時における連絡体制の整備に加え、盗難防止等の専門的な知識や技術、さらに被災した文化財のレスキューや応急的な措置を施す、専門的な知識や技術を関係者間で十分共有するとともに、そうした専門家や技術者の育成も重要です。

加えて市には、しろあと歴史館や今城塚古代歴史館の保存・展示環境が災害発生時にも耐えうるように保ち、膨大な市の所蔵文化財、及び市民からの寄託文化財を守ることが求められます。清福寺太子堂(市有形)や歴史民俗資料館(市有形・旧笹井家住宅)、安満遺跡公園内の旧京都大学高槻農場建物等、市が所有する歴史的建造物も同様です。

なお、両歴史館は、災害発生時に市内の文化財をレスキューする拠点となります。

2. 防災・防犯に関する方針

近年、地震、台風、集中豪雨による大災害が増え、文化資源や文化財にも多大な被害が生じています。このような事態に備えるため、本市は「高槻市地域防災計画」を策定しています。同計画では、文化財を災害から保護するため防災意識の高揚及び防災設備等の整備を図り、広く市民や文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めていく、としています。

そこで、災害時の被害を減らし、迅速な被害把握を進める等の災害対応力を高め、また盗難などから文化財を守るために、平時からその所在や管理状況、災害や盗難のリスクを把握して予防策を講じます。災害発生時は文化財レスキュー等の対応が可能であることを広く知ってもらい、被災文化財が不用意に廃棄される事態を防ぐことも必要です。

歴史館等では、設備や収蔵方法を創意工夫し、収蔵・管理する文化財の被災リスクをできるだけ減らすとともに、災害や盗難等に対するマニュアルの策定、訓練の実施等に取り組みます。

3. 防災・防犯に関する措置

防災・防犯に関する具体的な措置は、第5章4の[方針2 文化資源を大切に守る]に掲げたところで、市全体に該当する措置として、文化庁による防災に関する5ヵ年計画やガイドラインも踏まえ、鋭意取り組んでいきます。

●文化財の所在、保存管理状況等の把握

- ・未指定文化財を含む文化財の所在、保存管理状況の把握
- ・ハザードマップ等を活用した文化財の災害リスクの把握

●予防体制の確立

- ・市、所有者、地域住民、博物館・資料館等、大学・研究機関、学術団体、その他民間団体等との連携
- ・初期消火と自衛組織の構築、盗難や棄損防止に対する日常点検方法の構築、盗難等の発生時の対応に関する関係機関との情報共有

●防災・防犯設備等の充実

- ・文化財(収蔵・展示)に対する転倒防止等の対策促進
- ・適切な消防用設備、防犯等設備の設置
- ・盗難・災害に備えた日常的な歴史館等の施設点検の確実な実施
- ・文化財の種別に応じた対策の実施

●市民や所有者等の防災・防犯意識の向上

- ・文化財の防災・防犯に対する知識や対応などを取りまとめたマニュアルの作成
- ・文化財の防災・防犯知識を高める取組の実施
- ・各施設や文化財所有者等による防火訓練の確実な実施
- ・災害発生時の文化財の取り扱い、市の学芸員による文化財レスキューについての周知

4. 防災・防犯の推進体制整備の方針

市・所有者等の役割分担に応じ、国・大阪府・研究機関、学術団体等との協力、情報共有を図りながら、人材育成や情報共有、防災・防犯意識の向上等を図りながら、推進体制と体制整備に取り組めます。



大阪府北部地震の被災状況(平成30(2018)年6月)

今城塚古代歴史館の常設展示室では、展示品の転倒防止措置を施していたが、大形で重心が高い位置にある朝顔形埴輪など十数点が転倒破損した。



富田・慶瑞寺での放水訓練

市内の重要文化財を所有する寺院では、文化財愛護デーの取組として、自衛消防隊や地元有志が消火訓練を行っており、市消防が訓練の指導にあっている。